



# 茨城県報

第 1 4 9 9 号

平成15年 9 月 8 日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

町及び字の区域の変更 (市町村課) .....	1
大規模小売店舗の変更の届出 (商業流通課) .....	2
保安林の指定の予定 (2件) (林業課) .....	3
建設業法による許可の取消し (監理課) .....	4
道路の区域の変更 (4件) (道路維持課) .....	5
道路の供用の開始 (2件) (道路維持課) .....	6
指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正 (出納第一課) .....	7
公 告	
宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出 (建築指導課) .....	7
開発行為の工事完了 (7件) (建築指導課) .....	7
道路の位置の指定 (2件) (建築指導課) .....	9
正 誤	
平成15年 9 月 1 日付け茨城県報号外第128号中 .....	9

## 告 示

### 茨城県告示第1382号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により取手市長から取手市新取手土地区画整理事業の施行に伴い、同市内の町及び字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る町及び字の区域の変更の効力は、土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第103条第 4 項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成15年 9 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

### 新取手一丁目に変更する区域

- 駒場四丁目 3997から3999までの各一部、4000の 1 の一部、4000の 2 の一部、4001の 1、4001の 2 の一部、4002の一部、乙4002、4003の 1 の一部、4649の一部、4650の 2 の一部、4650の 5 の一部
- 新取手四丁目 4030の一部、4031の 1 の一部
- 大字寺田字佃 4650の 6 の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

新取手四丁目に変更する区域

駒場四丁目 4002の一部, 4003の1の一部, 4003の2, 4003の3, 4003の5, 4003の6, 4003の7の一部

駒場四丁目に変更する区域

新取手一丁目 4037の1の一部, 4646の11の一部, 4646の12, 4647の一部, 4650の7の一部

駒場三丁目 乙3704

大字寺田字佃に変更する区域

駒場四丁目 3980の2の一部, 3981の1の一部, 4650の3の一部

新取手一丁目 4650の11

及びこの区域に介在する道路である国有地の全部

「上記地番は、平成14年12月15日現在の登記簿による。」

茨城県告示第1383号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成15年9月8日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社とりせん

代表取締役 前 原 章 宏

(2) 住所

群馬県館林市下早川田町700番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせん岩井店

岩井市大字岩井字四ツ家東裏2760番1

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時～午後10時（一部午後9時）

(変更後) 午前9時～午前0時（一部午後9時）

(3) 変更する年月日

平成15年9月1日

## (4) 変更する理由

顧客に対するサービス向上のため。

## 3 届出年月日

平成15年 8 月20日

## 茨城県告示第1384号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年 9 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 (1) 指定を予定している森林の所在場所

真壁郡真壁町大字桜井字山ノ入952の 6, 字長峰1061の 2, 1063の 2, 1063の 3, 1064の 2, 1065の 2, 1066の 2, 桜井字山の入952の 4, 字長峰1062, 1072の 1, 字丸峰1073の 1 (以上 2 筆 次の図に示す部分に限る。)

## (2) 指定の目的

干害の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2 (1) 指定を予定している森林の所在場所

真壁郡真壁町大字桜井字山ノ入952の 6, 字長峰1061の 2, 1063の 2, 1063の 3, 1064の 2, 1065の 2, 1066の 2, 桜井字山の入952の 4, 字長峰1062, 1072の 1, 字丸峰1073の 1 (以上 2 筆 次の図に示す部分に限る。)

## (2) 指定の目的

公衆の保健 (兼種)

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び真壁町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 茨城県告示第1385号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年 9 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 指定を予定している森林の所在場所

真壁郡真壁町田字三本松1238, 1239, 1241, 1243の1, 字山口860の2, 大字田字三本松1242の3

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び真壁町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 茨城県告示第1386号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定による許可の取消しをしたので、法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年 9 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 処分をした年月日 平成15年 9 月 1 日

## 2 処分を受けた者

(1) 商 号 佐竹重機株式会社

(2) 所 在 地 茨城県鹿嶋市平井722番地

(3) 代表者の氏名 佐 竹 辰 夫

(4) 建設業許可番号 茨城県知事許可（般 14）第2275号

## 3 処分の内容

建設業の許可の取消し

## 4 処分の原因となった事実

佐竹重機株式会社の代表取締役は、同社の業務に関し、平成8年9月1日から平成12年8月31日までの各事業年度における法人税を免れる目的で、架空の外注費及び減価償却費を計上するなどの方法により法人税を脱税したことにより、平成15年3月26日に水戸地方裁判所から同社に罰金7,500万円、代表取締役に懲役2年、執行猶予4年の判決を言い渡され、平成15年4月10日にその刑が確定した。よって、法人の役員が法第8条第7号に該当することから、同条第10号に該当する。

茨城県告示第1387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成15年 9 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 9 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 笠間緒川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡御前山村大字金井字竹ノ埦 100番1地先から	旧	メートル	メートル	506
		最大 6.8	506	
東茨城郡御前山村大字金井字泥部沢 503番1地先まで	新	最大 24.5		506
		最小 13.6		

茨城県告示第1388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成15年 9 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 9 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 内原塩崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡内原町大字鯉淵字一ノ割 1番3地先から	旧	メートル	メートル	160
		最大 6.5	160	
東茨城郡内原町大字高田字作壁 253番6地先まで	新	最大 18.0		160
		最小 6.0		

茨城県告示第1389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成15年 9 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 9 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦笠間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市大字福原字岡田下555番1地先から 笠間市大字福原字岡田下556番1地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 9.4	110	
	新	最大 11.6	110	現道拡幅
		最小 7.0		

## 茨城県告示第1390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年9月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年9月8日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 408号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
牛久市小坂町字小坂384番1地先から 牛久市岡見町字松ヶ下794番1地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 22.5	208	
	新	最大 25.5	208	現道拡幅
		最小 17.5		

## 茨城県告示第1391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年9月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年9月8日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 稲田友部線
- 2 供用開始の区間 笠間市大字本戸字十九夜前2257番1地先から  
笠間市大字本戸字堀ノ内2334番1まで
- 3 供用開始の期日 平成15年9月8日

## 茨城県告示第1392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年9月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年9月8日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 白山前取手線

- 2 供用開始の区間 取手市台宿 2 丁目2988番 4 地先から  
取手市台宿 2 丁目3009番 3 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年 9 月15日

## 茨城県告示第1393号

昭和56年 4 月 1 日茨城県告示第486号の 3 で告示した地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第168条第 1 項に規定する指定金融機関及び同条第 4 項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正し、平成15年 9 月 8 日から施行する。

平成15年 9 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第 2 収納代理金融機関 2 県内に本店が所在し県外に所在する店舗で収納事務を取り扱う金融機関の店舗及び県外に本店が所在し県内に所在する店舗で収納事務を取り扱う金融機関の店舗の表中

「 株式会社関東つくば銀行日本橋支店 | 東京都台東区台東 2 丁目27番 7 号 | 」を削る。

---

## 公 告

---

## 宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出

下記業者については、事務所の所在地を確認できないので、この公告の日から30日以内に、茨城県知事に対し書面で事務所の所在地の申出を行ってください。

なお、期間内に申出がない場合は、宅地建物取引業法 (昭和27年法律第176号) 第67条の規定により免許を取り消すことがあります。

平成15年 9 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 商 号 六光建設 株式会社
- 2 代 表 者 名 村 田 一 雄
- 3 事務所所在地 取手市戸頭281 - 12
- 4 免 許 証 番 号 茨城県知事(1)第5803号
- 5 免 許 年 月 日 平成10年12月14日

## 開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成15年 9 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
ひたちなか市平磯町字東遠原5323番 5
- 2 事業主の住所及び氏名  
ひたちなか市長堀町 2 - 9 - 1 コーポ長堀 5 号103

## 根 本 要 一

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡大洗町磯浜町字二葉町7823番 3, 7824番 1, 7825番 1, 7829番, 7830番, 字原8226番36 (第 1 期工事)

## 2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275

大洗町長 小 谷 隆 亮

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字深芝字折戸山2749番

## 2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町大字深芝2554

野 口 吉太郎

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市東石岡四丁目3861番10, 同番11, 3872番 1, 同番 3, 同番 4, 同番 9, 同番11, 3873番, 3874番 1, 同番  
2

## 2 事業主の住所及び氏名

石岡市東石岡四丁目 1 番地38号

医療法人幕内会 山王台病院

理事長 幕 内 幹 男

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市東光台三丁目1336番23, 同番101, 同番111, 同番24の一部

## 2 事業主の住所及び氏名

石岡市谷向町15番地18号

株式会社 カスミホーム

代表取締役 草 刈 誠 一

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくば市谷田部字福田前2767番 3, 2768番 4

## 2 事業主の住所及び氏名

つくば市谷田部2968番地11

来 栖 実, 来 栖 けい子

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市字台甲207番 5, 同番10, 甲208番, 甲209番, 甲210番, 甲212番, 甲212番 1

## 2 事業主の住所及び氏名

西茨城郡岩瀬町御領 2 丁目 4 番地

株式会社にのみや工務店

代表取締役 二 宮 正 志

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成15年 9 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第 600 号	平成15年 8 月25日	三輪 清司	西茨城郡友部町大字 鯉淵6363番地 1	西茨城郡友部町大字鯉 淵字十ノ割6322番12, 6323番16, 6341番 9, 同番11, 同番13	メートル 6.05	メートル 118.79

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
南総建指令 第 719 号	平成15年 8 月28日	有限会社マ スケンホー ム 代表取締役 増田 憲一	石岡市大字石岡3121 番地の 2	石岡市大字石岡字並木 東2265番17, 同2267番 5	メートル 6.00	メートル 29.88

正 誤

平成15年 9 月 1 日付け茨城県報号外第128号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から 3行目	争入札参加有資格者名簿の「燃料・油脂 製品類」のAランクに登録されている者 であること。	争入札参加有資格者名簿に登録されている 者であること。ただし、茨城県物品調達等 登録業者指名停止基準に基づく指名停止の 措置を受けていない者であること。
3	下から 13行目	争入札参加有資格者名簿に登録されてい る者であること。	争入札参加有資格者名簿に登録されている 者であること。ただし、茨城県物品調達等 登録業者指名停止基準に基づく指名停止の 措置を受けていない者であること。
5	上から 18行目	争入札参加有資格者名簿に登録されてい る者であること。	争入札参加有資格者名簿に登録されている 者であること。ただし、茨城県物品調達等 登録業者指名停止基準に基づく指名停止の 措置を受けていない者であること。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)